

第2部 年末調整制度を見直す

給与所得に係る源泉徴収制度と年末調整制度

—その現状と課題—

逸見 聡 (新潟支部)

給与所得に係る源泉徴収制度と年末調整制度

—その現状と課題—

逸見 聡（新潟支部）

【要 旨】

毎年11月も半ばに入り、そろそろ年末調整の準備を始めようかという頃、税務署から「扶養控除等の是正」を促す書類が届くことがある。なぜ、税務署は本人に対して確定申告による修正を求めず、勤務先に年末調整の是正を求めるのか。本稿では、確定申告で精算することを前提としていない現行の給与所得に係る源泉徴収制度と年末調整制度の問題点を指摘し、同制度のあり方を考察してみたい。

わが国において、個人の所得税は申告納税が原則とされている（所法120条1項）。しかし一方で、一般の給与所得者の場合は源泉徴収と年末調整によって納税義務が完結してしまい、確定申告は不要とされている（所法121条1項）。源泉徴収による所得税は、「源泉所得税」として「申告所得税」とは区別されており、同じ所得税法に規定されながら、あたかも1つの独立した税目と捉えられている感がある。

平成4年2月18日の最高裁判決では、所得税法120条1項5号にいう「源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額」とは、所得税法上正当に徴収された又は徴収されるべき所得税の額であるとし、実際に徴収された額ではないと示された。すなわち、わが国において給与所得に係る源泉徴収は、年度末に精算することを前提とした前取り（予納）ではなく、源泉課税ということである。源泉徴収の過程で税額が誤っていても、確定申告で精算はできないということになる。

また、給与所得者（以下「受給者」という。）は源泉所得税を負担する立場ではあるが、国との関係では、納税義務者ではない（通則法2条5号）。すなわち、国と受給者の間には租税法律関係が存在しないため、万一、源泉徴収された税額に不足があっても、国は受給者から直接徴収するべきがない。そのため、給与等の支払者を通じて冒頭の「是正」が行われるのである。

給与所得に係る源泉徴収制度と年末調整制度は、戦後の復興期から高度経済成長期を経て成熟社会となった日本の財政を支え続けたといっても過言ではない。しかし、人々の生活スタイルが多様化している現在、その制度はあまりに硬直的すぎるきらいがある。雇用形態の多様化、労働力の流動化に対応するためには、源泉徴収は簡素な制度とし、受給者には自ら確定申告を行う機会を与えるべきであろう。e-TaxやeLTAXの導入により申告・納税環境が劇的に変化してきた今日、その実現性が高まってきたと考える。

I はじめに

毎年11月も半ばに入り、そろそろ年末調整の準備を始めようかという頃、税務署から「扶養控除等の是正」を促す書類が届くことがある。前年に行った年末調整の際に、扶養親族として申告された者等の所得額が38万円を超過しているため、扶養控除額等を訂正し、年末調整のやり直しを求めるものである。

なぜ税務署は、本人に対して確定申告による修正を求めず、勤務先に年末調整の是正を求めるのか。本稿では、確定申告で精算することを前提としていない現行の給与所得に係る源泉徴収制度と年末調整制度の問題点を指摘し、同制度のあり方を考察してみたい。

II 給与所得に係る源泉徴収制度と年末調整制度の概要

日本国憲法第30条では「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と定められており、これを受ける形で個人の所得税制は所得税法で規制されている。

所得税法120条1項では、「居住者は、…〔略〕…、第3期（その年の翌年2月16日から3月15日までの期間をいう。）において、税務署長に対し、…〔略〕…申告書を提出しなければならない。」と規定されており、確定申告が原則となっている。

しかし一方で、所得税法121条1項では、「その年において給与所得を有する居住者で、その年中に支払を受けるべき給与等の金額が2千万円以下であるものは、…〔略〕…、申告書を提出することを要しない。」とし、一部の高額所得者を除き、一般の給与所得者に対しては、確定申告は不要であるとしている。この確定申告を不要としている前提が、「給与所得に係る源泉徴収義務」（所法183条）と「年末調整」（所法190条）である。

1. 給与所得に係る源泉徴収制度

給与所得に係る源泉徴収制度とは、給与等の支払者（以下「支払者」と略する。）が、給与等の支払の際に、源泉徴収税額表により給与所得者（以下「受給者」と略す場合がある。）ごとの税額を算出し、税務官庁に代わって天引き徴収し、原則として徴収した日の属する月の翌月10日までに国に納める制度である。

所得税において、源泉徴収制度を採用することによる効果としては、以下の点が挙げられる⁽¹⁾。

- ①支払われる金額を課税対象とするから、課税標準等の把握が正確であること
- ②徴税が確実であること
- ③徴税費が少なくすむこと
- ④金額が支払われる段階で徴税されるので、納税に対する苦痛が比較的小さいこと

国税通則法2条5号により、支払者が納税義務者とされており、本来の納税義務者であるはずの受給者には、国との法律関係において納税義務者としての地位が与えられていない。

2. 年末調整制度

年末調整制度とは、支払者において、受給者から提出を受けた「給与所得者の扶養控除等申告書」や「給与所得者の保険料控除申告書」・「給与所得者の配偶者特別控除申告書」

に基づき、年間の所得税額を算出し、その年に源泉徴収された額との精算を行う制度である。

原則として、その年最後に給与等の支払をする時の現況により税額計算が行われ、超過額はその年最後に給与等の支払をする際に徴収すべき所得税に充当されることとなっている。このため、年末の限られた短い期間にすべての計算を完了させなければならない。

3. 国家財政における源泉徴収制度と年末調整制度の重要性

所得税における源泉徴収制度が始まったのは、第二次世界大戦の戦時下にあった昭和15年の税制改正の時である。そして、終戦後の昭和22年の税制改正においては、ほぼ現在の形に近い制度が完成し⁽²⁾、さらには年末調整制度が始まっている。制度の導入当初、給与所得者層の比率は小さく、源泉徴収制度は申告納税制度に対する例外措置としての制度にとどまっていた。

しかし、その後の高度経済成長期に至って、給与所得者は爆発的に増加し、それと共に、源泉徴収制度と年末調整制度はそのメリットを最大限に発揮し、国民生活に浸透していった。

国税庁の平成19年分民間給与実態統計調査結果⁽³⁾によると、

- ①平成19年12月31日現在の民間企業に勤務する給与所得者は5,377万人
- ②1年を通じて勤務した給与所得者は4,543万人
- ③源泉徴収により所得税を納税している者は3,881万人
- ④年末調整を行った者は4,139万人

となっている。この調査は民間企業に勤務する者を対象にしており、公務員分の数値が欠けるものとなるが、平成19年12月現在の就業者数が6,396万人であったことを考え合わせても、その規模が巨大であることは容易に見てとれる。

平成18年分の国税庁統計資料⁽⁴⁾からみると、一般会計収入51兆9,153億円のうち、源泉徴収による所得税額は13兆7,896億円(26.56%)を占めており、法人税額の15兆8,594億円(30.54%)や消費税及び地方消費税額の13兆3,262億円(25.67%)とともに国家財政の基幹を担っている。

源泉徴収税額は、原則として給与等の支給日の属する月の翌月10日までに国庫へ納付される。これは、国家財政において、収入の均等化という点で大きく寄与している。

Ⅲ 給与所得に係る源泉徴収制度と年末調整制度の問題点

1. 複雑で高度な源泉徴収制度

給与所得に係る源泉徴収制度は、日本の国家財政において、その根幹を支えているといっても過言ではないが、一方で、その制度面において、いくつかの問題点をかかえている。

畠山武道教授は、最もシンプルな源泉徴収モデルとして、以下の点を挙げている⁽⁵⁾。

①源泉徴収は、その対象が、支払者の判断を入れる余地がない程に一義的に明確であって、支払者は、ある金員の支払をする際に、専ら機械的に一定額をあらかじめ定められたとおりに控除すれば足りる。

②源泉徴収義務者の義務は、法律に明示的に定められた一定額を控除し、納付すれば完了する。したがって、支払者は、源泉徴収義務を履行しなかったことにともなう行政罰を科されることはあるが、それ以上に源泉徴収税を追徴されることはない。

③源泉徴収税の過不足額は、専ら本来の納税義務者である受給者が納付し、あるいは納付を求められることになる。受給者は、確定申告の際に、実際に源泉徴収された税額を確定申告額より控除し、不足額の納付あるいは過誤納金の還付を求める。

④支払者が、その義務を適正に履行しなかったことを国等が発見した場合に、納付請求は、支払者を飛びこえて直に受給者に対してされることになる。

これらと比較すると、現行の制度はあまりに複雑で高度なものとなっている。

まず①に関しては、支払者は受給者より、「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出を受け、その内容に従って、330以上もの階層に区分された月額表（甲欄）を使って税額を算出しなければならない。これに係る労力は相当なものであり、その費用負担は支払者が負うことになる⁽⁶⁾。これは、年末調整において、できるだけ過不足額が生じないように配慮された結果であるが、給与所得者に限ってみると、所得税が暦年ではなく、月単位で課税されているとみることができるのではないだろうか。

次に②に関しては、冒頭に述べたとおり、受給者の扶養人員に誤りがあった場合、支払者には、その是正が求められる。該当の受給者がすでに退職している場合などは問題が残る。④にも関連するが、国と受給者の間には租税法律関係が存在しておらず、国が直接受給者から徴収することができない。

さらに③に関しては、前述のとおり、支払者が年末調整を行うことで納税義務が完結し、一般の受給者には確定申告を行う機会が与えられていない。年末調整の計算過程は、確定申告のそれと同じであり、受給者の申告義務を支払者が税務代理しているともいえる。

2. 受給者側の問題点

一般の受給者の場合、年末調整で課税関係が完結するため、大多数の受給者は所得税の確定申告を行う機会が与えられていない。自分が1年間にどれだけの収入を得、どれだけの税金を納めたのかは源泉徴収票を見れば確かに一目瞭然である。しかし、どれほどの人が自分の源泉徴収票に関心を持っているのであろうか。自分の納税額を諳んじて言えるであろうか。給与所得者は源泉徴収制度と年末調整制度のもと、タックス・ペイヤーとしての意識が希薄である等の指摘が数多くなされている⁽⁷⁾。

民間の調査機関が、確定申告をした人を対象に行ったアンケート調査⁽⁸⁾によると、確定申告作成の難易度に関する回答結果は以下のとおりであった。

- ①『難しい』 14.4%
- ②『どちらかといえば難しい』 25.8%
- ③『それほど難しくはない』 48.1%
- ④『どちらかといえば簡単』 5.4%
- ⑤『簡単』 5.3%

年代別にみると、『難しい』と回答しているグループは若年層に多い。「卵が先か、鶏が先か」に例えるなら、年末調整があるから確定申告は面倒なのか、確定申告が面倒だから年末調整があるのか、ということであろう。要は、国民に解りやすく、かつ理解の得られる簡素な申告納税の環境を整備することが必要であると考え。

3. 支払者側の問題点

源泉徴収義務者である支払者は、給与等の支払を行う場合、税額表に基づいて源泉徴収税額を算出し、給与から控除する。控除した源泉徴収税額は、原則として翌月10日までに納税を行わなければならない。万一、納税が1日でも遅れた場合は、不納付加算税が課される（通則法67条）。

また、税務調査の場面においては、中途入社に従業員から「給与所得者の扶養控除等申告書」の受領を怠り、税率の高い「乙欄」で税額計算のやり直しを求められたという事例は数多い。

年末調整に関しては、確定申告と同様な税額計算を行う必要があり、一定レベル以上のスキルが要求される。その年最後の給与支払額が確定してから、その給与が支給されるまでの短い期間で、すべての受給者の年末調整を行うには、質と量の問題とともに、時間の問題が生じる。例えば、配偶者控除等の人的控除については、対象者それぞれに所得制限が設けられているが、年内に行われる年末調整作業の時点において、配偶者や扶養対象者の所得額が確定しているケースは限られており、ほとんどの場合は見込額を根拠に作業を行わざるを得ない。もし、結果的に所得制限額を超えてしまった場合は、冒頭の「是正」を行わなければならない。

このように、複雑で高度な処理を伴う年末調整であるが、企業の中には社内で処理ができず、外部へ委託せざるを得ない場合も多い。この場合、その費用負担は支払者が負うことになる。従業員10人規模で年末調整を委託した場合、平均3万円前後の経費が掛かっている⁽⁹⁾。この経費が捻出できない企業は、自ら年末調整作業を行わざるを得ないが、慣れない業務ゆえ、税額計算の過程において、必ずしも正確な結果が導き出されていないケースもあるのではないだろうか。このような場合、その税額計算に誤りがあったとしても、受給者は何も気づかないまま放置されていることにならないだろうか。

IV 最高裁判決にみる源泉所得税の性格

給与所得に係る源泉徴収制度において、様々な問題点が存在することをみてきたが、ここで平成4年2月18日の最高裁判決⁽¹⁰⁾を改めて確認しておきたい。

本件は、受給者が支払者により誤って源泉徴収された金額を税額から控除して確定申告することの可否が争われた事件であるが、判決では不可とされた。その判決理由は以下のとおりである。

「所得税法によれば、居住者に対して課される所得税の額（以下「算出所得税額」という。）は、一暦年間におけるすべての所得の金額を総合して課税総所得金額等を計算した上、これに所定の税率等を適用して算出するものとされ、同法120条1項の規定により確定申

告をする居住者は、総所得金額若しくは退職所得金額又は純損失の金額の計算の基礎となった各種所得につき同項5号の「源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額」（以下「源泉徴収税額」という。）がある場合には、これを算出所得税額から控除して納付すべき所得税の額を計算し、その結果納付すべき税額があるときは、これを国に納付しなければならないものとされ（同号、128条）、また、右の計算上控除しきれなかった金額があるときは、その金額に相当する所得税の還付を受けることができるものとされている（120条1項6号、138条）。

右の120条1項5号にいう「源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額」とは、所得税法の源泉徴収の規定に基づき正当に徴収をされた又はされるべき所得税の額を意味するものであり、給与その他の所得についてその支払者がした所得税の源泉徴収に誤りがある場合に、その受給者が、右確定申告の手続において、支払者が誤って徴収した金額を算出所得税額から控除し又は右誤徴収額の全部若しくは一部の還付を受けることはできないものと解するのが相当である。けだし、所得税法上、源泉徴収による所得税（以下「源泉所得税」という。）について徴収・納付の義務を負う者は源泉徴収の対象となるべき所得の支払者とされ、原判示のとおり、その納税義務は、当該所得の受給者に係る申告所得税の納税義務とは別個のものとして成立、確定し、これと並存するものであり、そして、源泉所得税の徴収・納付に不足がある場合には、不足分について、税務署長は源泉徴収義務者たる支払者から徴収し（221条）、支払者は源泉納税義務者たる受給者に対して求償すべきものとされており（222条）、また、源泉所得税の徴収・納付に誤りがある場合には、支払者は国に対し当該誤納金の還付を請求することができ（国税通則法56条）、他方、受給者は、何ら特別の手続を経ることを要せず直ちに支払者に対し、本来の債務の一部不履行を理由として、誤って徴収された金額の支払を直接に請求することができるのである（最高裁昭和43年（オ）第258号同45年12月24日第一小法廷判決・民集24巻13号2243頁参照）。このように、源泉所得税と申告所得税との各租税債務の間には同一性がなく、源泉所得税の納税に関しては、国と法律関係を有するのは支払者のみで、受給者との間には直接の法律関係を生じないものとされていることからすれば、前記源泉徴収税額の控除の規定は、申告により納付すべき税額の計算に当たり、算出所得税額から右源泉徴収の規定に基づき徴収すべきものとされている所得税の額を控除することとし、これにより源泉徴収制度との調整を図る趣旨のものと解されるのであり、右税額の計算に当たり、源泉所得税の徴収・納付における過不足の清算を行うことは、所得税法の予定するところではない。のみならず、給与等の支払を受けるに当たり誤って源泉徴収をされた（給与等を不当に一部天引控除された）受給者は、その不足分を即時かつ直接に支払者に請求して追加支払を受ければ足りるのであるから、右のように解しても、その者の権利救済上支障は生じないものといわなければならない。」

この判決で注目すべきは、所得税法120条1項5号にいう「源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額」とは、所得税法の源泉徴収の規定に基づき正当に徴収された又は徴収されるべき所得税の額であるとし、実際に徴収された額ではないとした点であろう。とす

れば、受給者が医療費控除を受ける等で確定申告を行う場合、支払者から交付された源泉徴収票の原本添付が必須となっているが、その徴収税額は正当に計算されたものであるか否かを、各人は自己の責任において検証しなければならないということだろうか。

実際に源泉徴収された税額は、年末調整または確定申告時に確定する所得税額の予納税額とみる考えは、清永敬次教授の著述にも見られ⁽¹¹⁾、むしろ一般的な感覚に近いのではないかと考える。事実、平成4年の最高裁判決以降もこれに類似する争いは多く、最近では平成18年11月27日の裁決事例⁽¹²⁾が存在するが、やはり最高裁の判断が色濃く反映された裁決となっている。

V 裁決事例にみる国と受給者の関係

ここで、改めて国と支払者と受給者の3者の関係を整理しておきたい。

①国と支払者の関係

支払者は、国に対して源泉所得税の徴収義務者・納税義務者となる。源泉所得税について不足額を生じた場合には、国は受給者ではなく、支払者に対して請求する。源泉所得税の徴収・納付が過大であった場合には、支払者は国に対し当該誤納金の還付を請求することができる。

②支払者と受給者の関係

源泉所得税の徴収・納付に不足がある場合には、支払者は受給者に求償すべきものとされている。また、源泉所得税の徴収・納付が過大であった場合には、受給者は、支払者に対して過大に徴収された金額の支払を請求することができる。

③国と受給者の関係

源泉所得税の納税に関しては、受給者は国と直接法律関係を有していない。したがって、受給者の源泉所得税に過誤納金が発生した場合、仮にそれが国庫に収納済であっても、受給者は国に還付請求できず、支払者に対して請求することとなる。

国と受給者の間には、上述のとおり租税上の法律関係が存在していない。しかし、それに伴う不都合は多く、納税者側だけでなく課税庁側での不合理が垣間見える事案がある。以下は、年末調整を受けた受給者が、扶養親族に該当しない親族を支払者に扶養親族として届出て扶養控除の適用を受けていた場合において、その受給者は納税申告書を提出する義務のある者には該当しないから、扶養控除を否認する決定処分は違法であるとされた平成18年11月29日の裁決事例⁽¹³⁾である。

1. 事案の概要

給与所得者である審査請求人（以下「請求人」という。）は、別居している母親を請求人の扶養親族とした「扶養控除等申告書」を勤務先に提出し、年末調整を完了した。

これに対して原処分庁は、請求人と母親とは生計を一にするものとは認められず、母親は請求人の扶養親族に該当しないとして、請求人に対して、平成13年分～平成16年分の所得税の各決定処分及び無申告加算税の各賦課決定処分を行った。

なお、基礎事実は以下のとおりである。

- ①請求人は、各年分の期間においてA社に勤務し、平成17年2月23日に同社を退職した。
- ②請求人の各年分の総所得金額は、A社からの給与所得のみであった。
- ③請求人は各年分の給与所得に対する所得税は、所得税法183条《源泉徴収義務》及び同法第190条《年末調整》の規定によりA社が源泉徴収を行い、国に納付されている。

2. 請求人の主張

- ①母親はP市Q町に所在する請求人名義の住宅（以下「本件住宅」という。）に居住している。
- ②請求人は、本件住宅に係る住宅ローンを支払っていたし、固定資産税や火災保険料の支払については、現在も請求人が行っている。
- ③請求人は母親とは同居をしていないが、上記①及び②のとおり、請求人が母親に対して月額約10万円程度の家賃相当分を援助していることになり、母親は、請求人の扶養親族として認められてしかるべきである。
- ④以上のとおり、請求人には所得税法84条《扶養控除》の規定が適用されることから、これを認めずになされた本件各決定処分は違法であり、いずれもその全部が取り消されるべきである。

3. 原処分庁の主張

- ①請求人は、本件住宅に係る固定資産税及び火災保険料の負担はしているものの、生活費の送金を行っていないことから、請求人と母親は、所得税基本通達2-47に定める生計を一にするものとは認められず、母親は請求人の扶養親族には該当しない。
- ②年末調整により納付すべき税額が計算されている場合で扶養控除に誤りがあったことが判明したような場合には、所得税基本通達194~198共-1に定めるとおり、支払者が徴収不足税額を徴収し、納付することとされているが、請求人は平成17年2月に退職しており、各年分の扶養控除の誤りを支払者において是正し、徴収不足税額を徴収することができないことから、所得税基本通達194~198共-2のただし書きに該当し、支払者から徴収を強いて追求しないものと考えられる。
- ③そうすると、請求人は、国税通則法25条に規定する「納税申告書を提出する義務があると認められる者が当該申告書を提出しなかった場合」に該当することから、本件各処分は適法である。

4. 裁決の要旨

所得税法121条1項には、その年中に支払を受けるべき給与等の額が2,000万円以下である給与所得を有する居住者で、一の支払者から給与等の支払を受け、かつ、当該給与等の全部について同法183条又は同法190条の規定による所得税を徴収された又はされるべき場合において、給与所得及び退職所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、同法120条1項の規定にかかわらず同項の規定による申告書を提出することを要しない旨規定

されている。

また、源泉所得税と申告所得税との各租税債権の間には同一性がなく、源泉所得税の納税に関しては、国と法律関係を有するのは支払者であって、国と受給者との間には直接の法律関係は生じないものとされており（最高裁平成4年2月18日判決）、源泉所得税の徴収、納付に不足がある場合には、税務署長は、所得税法221条の規定に基づき源泉徴収義務者たる支払者からその不足分を徴収することになる。

なお、所得税基本通達194～198共-2のただし書の取扱いは、あくまでも扶養控除等申告書等の記載事項に誤りがあったことによる徴収不足額の強制徴収に関するものであって、同取扱いの適用を受けることをもって、上記の受給者について確定申告を要しない場合の規定が排除され、所得税法120条の規定が代替的に適用されるものではない。

したがって、もともと所得税法121条1項の規定の適用を受ける者について国税通則法25条を適用する余地はない。

これを本件についてみると、請求人の各年分における所得税については、所得税法121条1項に規定する確定申告を要しない場合に該当することから、請求人につき国税通則法25条に規定する納税申告書を提出する義務があるとは認められず、同条を根拠とする決定処分を行うことはできない。以上のことから、請求人の母親が請求人の扶養親族に該当するか否かについて判断するまでもなく、本件決定処分は違法であり、いずれもその全部を取り消すべきである。

5. 検討

本件の争点であった、扶養親族の適否についてはまったく言及されていないが、源泉徴収制度と年末調整制度を考える上で、国と受給者の関係を再認識させられた事案である。

所得税基本通達194～198共-2のただし書きは、支払者に対する徴収不足税額の強制徴収について、過失がなく正当な理由があると認められる場合には、強いて追求しないとすゝる宥恕規定であり、このことをもって、受給者が確定申告をしなければならないと解釈するには無理がある。

現行の法律の下では、仮に受給者側の過失で年末調整による税額に誤りがあった場合でも、国は直接受給者から追徴することはできない。さらに、本人が退職した後であれば、支払者を通じて追徴することも事実上不可能であろう。

VI おわりに

現代社会に生きる我々は、昭和の高度経済成長期とは違った多様な生活スタイルを持っている。非正規雇用人口の増大により、短い期間で転職を繰り返すといったケースも珍しくなくなっている。

また、個人情報の保護が前面に打ち出され、年末調整にかかわるプライバシーの問題も表面化している。源泉徴収や年末調整に必要な情報の中には、障害者であるか否か、寡婦に該当するのか、結婚歴はないのか等々、情報管理を誤れば、まさにプライバシーの侵害にもなりかねない事項が多数存在する。

ネットビジネスの拡大で、一般の給与所得者も外国為替証拠金取引（FX）などのサイドビジネスで、20万円を超える所得を得るケースも増加傾向にある⁽⁴⁴⁾。このような状況において、戦後の復興期から高度経済成長期を支えた給与所得に係る源泉徴収制度と年末調整制度も転換期を迎えていると思われる。

平成19年分から平成22年分の所得税申告に関しては、住基カード等の電子証明書で認証を受け、e-Taxを利用して期限内に電子申告する場合、1回に限り5,000円の税額控除を受けることができる（措法41条の19の5）。本来申告義務のない給与所得者もこの制度を利用することができるという点では画期的な政策であろう。これは、国を挙げて推進しているe-Japan構想の一環として、住基カードの発行を促進し、電子申告の利用率の底上げを狙ったものと思われるが、視点を変えてみると、一般の給与所得者にも確定申告の門戸が開かれる契機となるかもしれない。

所得税は確定申告を原則としながらも、国は徴税の効率性や技術的便宜性を優先させ源泉徴収制度を堅持してきた。しかし、e-Tax等の導入により、申告・納税の環境が劇的に変化してきた現在、源泉徴収は申告納税制度における補助的な機能とし、簡素な制度にするべきと考える。この場合、源泉徴収税額は一律な率を用いるか、予定納税的な意味合いを持たせるのであれば、前年の納税額を基礎に算定されるものとする。その上で、給与所得者には、確定申告の権利を与えるべきである。

パソコンを通じたネットワーク環境が整ってきた現在、一般の給与所得者が年末調整に頼らず、自ら申告納税ができる権利を得ることで、税への関心が高まってくるのではないかと考える。

<注>

- (1) この点に関して、北野弘久『サラリーマン税金訴訟』190頁（税務経理協会、増補版、1990年）、堺澤良「源泉徴収制度の基本的構造と関係当事者の救済」税務大学校論叢10号79頁（1976年）を参照。
- (2) 金子宏『所得課税の法と政策』151頁（有斐閣、1996年）には、「この改正の下における源泉徴収制度は、現行制度の直接の基礎をなしており、したがってその内容は現行制度と大筋において等しい。」との記述がある。
- (3) 「民間給与実態統計調査結果」国税庁
<<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan2007/pdf/000.pdf>>（2009年6月20日最終アクセス）。
- (4) 「統計調査結果の概要」国税庁
<<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/gaiyo2006/sozei.pdf>>（2009年6月20日最終アクセス）。
- (5) 畠山武道「源泉徴収制度の法律関係・争訟手続」日税研論集15号247頁（1991年）。
- (6) 金子・前掲注（2）147頁には、「給与や配当所得の支払者に対して、源泉課税に伴う経費の一部の補償の意味で交付金が支給されることになっていた」との記述がある。
- (7) 北野弘久『納税者の権利』5頁（岩波書店、1985年）には、「年末調整の制度を含む徹底した源泉徴収制度の適用は、多くのサラリーマンに納税者（タックスペイヤー）としての権利意識を稀薄にさせる。このことは日本の民主主義の展開にとっても重大な影響（デメリット）をもたらさずにはおかな

い。」との記述がある。また、宮谷俊胤「源泉徴収制度の概要と問題点」日税研論集15号56頁（1991年）は、源泉徴収制度に関して「間接的ないし受動的な納付のため痛税感を希薄ならしめ、かつ国民の大部分の租税負担者が源泉納税義務者になるため、ひいては税法制上最も重要と思える国民の納税意識の向上に有効であるとは必ずしもいえないという欠点のあることは否定できない。」と述べている。

- (8) 「確定申告に関する調査」楽天リサーチ株式会社 <<http://www.reposen.jp/944/12/27.html>> (2009年6月20日最終アクセス)。
- (9) 関東信越税理士会新潟支部「平成18年報酬実態調査」による。
- (10) 最判平成4年2月18日民集46巻2号77頁。
- (11) 清永敬次「給与所得を巡る課税上の法律関係」シュトイル300号51頁（1987年）は、「給与等の支払者が誤って過大に徴収納付した税額もそこにいう源泉徴収税額すなわち『源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額』（所法120条1項5号）のうちの『源泉徴収された所得税の額』に含まれると解することに少なくとも法文上支障がないと思われる。」と述べている。
- (12) 本件は、所得税の確定申告において、源泉徴収義務者が過大に徴収した源泉所得税の額を算出所得税額から控除することはできないとした事例（国税不服審判所平成18年11月27日裁決・裁決事例集72集246頁）である。
- (13) 裁決事例集72集25頁。
- (14) 前掲注（8）の「確定申告に関する調査」における、確定申告の内容・理由（複数回答可）によると、『投資商品の売買や配当』を理由に挙げている人の割合は14.6%、『副業収入がある』は10.4%となっている。

<注に掲げた以外の参考文献>

- ・岩崎政明『ハイポセティカルスタディ租税法』（弘文堂、第2版、2007年）。
- ・金子宏『租税法』（弘文堂、第14版、2009年）。
- ・金子宏『所得税の理論と課題』（税務経理協会、1996年）。
- ・北野弘久『税法学原論』（青林書院、第6版、2007年）。
- ・北野弘久『納税者基本権論の展開』（三省堂、1992年）。
- ・清永敬次「給与所得をめぐる課税上の法律関係」芝池義一ほか編『租税行政と権利保護』（ミネルヴァ書房、1995年）。
- ・加藤義幸「源泉徴収を巡る諸問題」税法学558号43頁（2007年）。
- ・清水潔「給与所得源泉徴収制度の法律関係（1）（2）」税法学312号33頁，313号1頁（1977年）。
- ・福家俊朗「源泉徴収制度の法的論理構造の検討」租税法研究11号96頁（1983年）。
- ・茂木繁一「所得税の源泉徴収をめぐる法律関係について」税務大学校論叢5号120頁（1972年）。
- ・山下学「給与所得者の年末調整制度にかかる問題点再考」税法学546号333頁（2001年）。

年末調整の廃止にむけて

石田 徳士 (大宮支部)

年末調整の廃止にむけて

石田徳士（大宮支部）

【要 旨】

現状の給与所得者に対する源泉徴収制度及び年末調整は、その利便性を評価され、昭和22年から今日まで続いている制度である。しかし、以下のような問題を抱えている。

- ①給与所得者の納税者意識を希薄にしてしまう（歳入及び歳出への関心を希薄にしてしまう）。
- ②給与所得者が国に対し直接的な法的関係を有していない。
- ③給与所得者は給与等の支払者に自身の個人情報を開示しなければならない。
- ④給与等の支払者に過剰な事務負担が負わされている。

これらの問題を解決するために、私は、年末調整を廃止してはどうかと考える。

年末調整の廃止を巡る議論は賛否両論である。ここ最近においては、e-Taxの導入等、確定申告の事務が効率化されていることも影響し、年末調整を見直す風潮は強まっている。

給与所得者にも確定申告を求めることの重要性については、以前より議論されているが、課税行政庁及び給与所得者の事務負担の増大という点が問題とされている。e-Taxには、導入前より、この問題を解消するための手段となりうる期待が、大きくかけられていた。

e-Taxは平成16年2月より稼働し、税理士の代理送信という面においては、一定の効果を見せているが、一般の納税者にとっては、まだまだ馴染みのないものになっている。現状のe-Taxを利用するには、電子証明書及びICカードリーダーライタを取得する必要があり、その煩雑さを理由にe-Taxを利用しない者は少なくない。政府機関においては、電子署名を必要としないe-Taxが検討されており、そこに期待がもたれる。一方で、どんなに利便性が向上しようとも、納税者の所得税に関する意識、理解等を希薄化させないため、所得税額の計算過程が確認できる申告書の形態は維持していくべきである。

申告納税方式の下では、課税漏れの防止という現実的な問題も直視しなければならない。そのため、源泉徴収制度は維持していくべきである。また源泉徴収税額は所得税の年税額に対して、やや過大になるようにし、確定申告により還付を受けられるような源泉徴収制度であることが望ましい。

従来の年末調整の廃止に対する慎重論が、その影響による事務負担の増大に起因しているのであれば、所得税の確定申告環境が大きく変化している今日においては、議論すべき余地がある。

I はじめに

現状の給与所得者に対する源泉徴収制度及び年末調整は、給与所得者の所得税に関する納税事務において、課税行政庁の徴収費等の軽減及び給与所得者の事務負担の軽減という側面において評価され、昭和22年から今日まで続いている制度である。しかし、その源泉徴収制度及び年末調整においても、以下のような問題を抱えている。

- ①給与所得者の納税者意識を希薄にしてしまう（歳入及び歳出への関心を希薄にしてしまう）。
- ②給与所得者が国に対し直接的な法的関係を有していない。
- ③給与所得者は給与等の支払者（以下「支払者」という）に自身の個人情報を開示しなければならない。
- ④支払者に過剰な事務負担が負わされている。

上記の問題は、源泉徴収制度及び年末調整において共通している問題ではあるが、源泉徴収制度が徴収という性質を有し、年末調整が精算という性質を有していることから、源泉徴収制度と年末調整は切り離して、その問題点等を考察していく。

年末調整については、給与所得者の年税額を確定させる精算手続きであり、給与所得者にとっては確定申告に代わる手続きと見ることもできる。そもそも、何故、給与所得者は自分の所得税の確定申告を自分でしないのだろうか。何故、支払者は、給与所得者の所得税の精算手続きまでしなければならないのか。

そこで、私は年末調整を廃止してはどうかと考える。

ここでは、年末調整の廃止、年末調整が廃止された下での給与所得の源泉徴収制度の必要性について検討する。

II 給与所得者の確定申告をめぐる議論

『個人所得課税に関する論点整理』（以下「論点整理」という）⁽¹⁾においては、「給与所得者が自ら確定申告を行うことは、社会共通の費用を分かち合う意識向上の観点からは重要である。税務執行面に配慮しつつ、こうした機会を拡大していくことが望ましい。給与所得控除の見直しとあわせ、特定支出控除の範囲が拡大されることとなれば、こうした機会は増大すると見込まれる。同様の観点から、年末調整のあり方についても、諸控除の適用のために必要となる個人情報の取扱いとの関係にも留意しつつ、引き続き議論を行っていく必要がある。確定申告を求める機会を拡大していくのであれば、申告を行うメリットとして、適切な源泉徴収と組み合わせて、確定申告にあたって還付を受けられるといった仕組みとすることも考えられよう」と示唆されている。

金子宏教授は、以前より「給与所得について原則として年末調整によってすべての課税関係を終了させる制度は、どんなに行政効率の観点からはメリットがあるとしても、決して好ましいものではない。長期的な方向としては、給与所得者にも、たとえ選択的にであれ確定申告の機会を与えることが好ましい。」⁽²⁾と給与所得者の確定申告の必要性について主張されている。

一方では、給与所得者に確定申告を求めることについて慎重な意見もある。中里実教授

は「アメリカ財務省の報告書（Department of the Treasury, Report to The Congress on Return-Free Tax Systems: Tax Simplification Is a Prerequisite, December 2003）」の紹介のなかで、「日本においては、あいかわらず、アメリカ流の全員が申告を行う所得税制度が理想的であるかのような議論が見受けられるが、そのアメリカの、しかも連邦議会において、そのような制度では納税者の負担が重すぎるとして、それを見直そうとする動きが存在するという点は、強調しておいてよかろう。」⁽³⁾と述べられている。

ここ最近においては、国税庁のホームページにおける確定申告書作成コーナーの創設、国税電子申告・納税システム（以下「e-Tax」という）の導入など、確定申告に関する環境が著しく向上している。これらに伴う確定申告の事務効率化ということも影響し、年末調整を見直す風潮は強まっているように思われる。

Ⅲ 給与所得者の確定申告 一年末調整の廃止にむけて―

1. 給与所得者が確定申告をするための前提条件

年末調整を廃止した場合、確定申告が不要とされていた給与所得者が確定申告をすることとなる。その影響により、確定申告をする人は新たに3,000万人から4,000万人増加すると考えられる。以前より、課税行政庁及び給与所得者の事務負担が増大することが、年末調整を廃止できない理由とされている。

現在、給与所得者が自分の所得税の確定申告をせず、支払者が給与所得者の所得税の精算手続を行っている。給与所得者が支払者に提出した扶養控除等申告書の記載内容に誤りがあった場合、支払者は年末調整の再計算まで行うこととなる。この現象こそが、年末調整が昭和22年から今日まで続いてきた弊害ではなかろうか。

しかし、長い月日をかけて構築された文化を覆すことは容易ではない。大きなきっかけが必要となるであろう。

以前より、給与所得者にも確定申告を求めることの重要性については議論されているが、e-Taxが課税行政庁及び給与所得者の事務負担の増大という問題を解消するための手段となりうる期待は、大きかったようである。

e-Taxが本格的に導入されていなかった平成14年における議論等を2件紹介する。

日本税理士会連合会税制審議会においては、給与所得と確定申告制度を巡り「給与所得者の多くが確定申告を行うことになると、納税者と税務当局の双方にとって事務負担が増大するとともに、行政費用の増加も避けられないという問題が指摘されている。この点に関しては、いわゆる電子申告制度の導入によって相当程度の問題が解消されることが考えられる。」⁽⁴⁾と議論されていた。

また日景智税務大学校研究部教官は、平成14年当時において「現行の確定申告手続を前提に、現在の国税の執行体制において、年末調整制度を廃止するようなことは現実的とはいえないものとする。」⁽⁵⁾と指摘したうえで、「年末調整に関しては、・・・〔略〕・・・当面、その廃止といったドラステックな改正が行われることは相当でないとしても・・・〔略〕・・・電子申告などによる申告手続の簡便化といった環境整備を前提に将来的には廃止という方向も検討されざるを得ないのではないかと考える。」⁽⁶⁾と述べ

られていた。

平成16年2月からe-Taxが運用開始され、5年が経過した。この5年の間には、e-Taxについて、e-Taxソフトそのものの改良、電子証明書の扱い、添付書類の扱い等、多くの点において改良が重ねられてきた。ところで、現在のe-Taxは、導入前に期待されていたものと同等のものになっているのであろうか。

いうまでもないが、e-Taxは、あくまでも確定申告をするための手段である。給与所得者に確定申告を求めるために、最も重要なことは、給与所得者自身が所得税の課税体系等について理解することであろう。

2. e-Taxの現状

e-Taxについては、課税行政庁、税理士会等がその普及に力を注いできたことは周知の通りである。

最近の所得税の確定申告の状況は下記の通りとなっている。

年分	確定申告人員	e-Tax 利用人員	確定申告人員のうち e-Tax 利用人員の占める割合
平成18年分	23,494千人	490千人	2.0%
平成19年分	23,616千人	3,340千人	14.1%
平成20年分	23,693千人	5,602千人	23.6%

(「国税庁 平成20年分の所得税、消費税及び贈与税の確定申告状況等について」から集計)

所得税の確定申告におけるe-Taxの利用割合は急激に上昇していることがわかる。

しかし、平成20年分のe-Taxの利用人員5,602千人の内訳を見てみると以下の通りである。

申告方法	人員
税務署の申告会場でのパソコン利用によるe-Tax	3,310千人
自宅等での各種申告ソフトによるe-Tax	1,933千人
自宅等での国税庁ホームページ確定申告書作成コーナーによるe-Tax	359千人

(「国税庁 平成20年分の所得税、消費税及び贈与税の確定申告状況等について」から集計)

「税務署の申告会場でのパソコン利用によるe-Tax」の区分に該当する者は、文字通り税務署の申告会場へ出向いた者である。「自宅等での各種申告ソフトによるe-Tax」の区分に該当する者は、各種申告ソフトということから、ほとんどが税理士による代理送信と想定される。「自宅等での国税庁ホームページ確定申告書作成コーナーによるe-Tax」の区分に該当する者にも、多少税理士による代理送信が含まれているものと思われる。

e-Taxの普及には、まずは税理士の代理送信からということもあったのだろう。これは一定の効果を見せていると思われる。e-Taxは画期的なものであり、日常において税に携わる課税行政庁及び税理士にとっては、効率的な手段となっている。

しかし、上記の結果から見ても、一般の納税者にとっては、まだまだ馴染みのないもの

になっているものと思われる。今後、一般の納税者にどのように普及させるかが課題となる。後述するが一般の納税者にとって効率的な手段となるには、まだ大きな課題が残されているものと思われる。

また、e-Taxについては、課税行政庁及び税理士会等の活動により、ある程度の利用件数の増加という状況にはなった。しかし、われわれに届く情報はその利用件数くらいである。課税行政庁にとって、事務処理における人員及び作業時間の減少等、どの程度の効果があったのか、個人的に関心を抱いているところである。

3. 今後のe-Tax等のあり方

国税庁の統計によると、e-Tax を利用していない者の e-Tax を利用していない理由の上位 5 箇条は以下の通りである。

(単位；件)

電子証明書、ICカードリーダーライタの取得に手間や費用がかかる	3,669
e-Tax ソフトが使いづらい	1,206
パソコンに対する知識に不安があり、操作に自信がない	543
添付書類の一部について別途提出する必要がある	377
暗証番号の変更や電子証明書の登録ができなかった	331

(「国税庁 国税電子申告・納税システム (e-Tax) の利用に関するアンケートの実施結果について」(平成20年7月)6頁から作成)

以上から、「電子証明書、ICカードリーダーライタの取得に手間や費用がかかる」という点が、e-Tax を利用していない最大の要因になっていることは明白である。すなわち、e-Tax を利用していない者の多くは、入口の段階で拒否反応を示しているようなものである。

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT 戦略本部) (以下「IT 戦略本部」という) によると、平成 25 年度末に所得税の確定申告における e-Tax の利用率は 65 % を計画値 (目標値) とするとのことである。また、この計画値には、次の前提条件が設定されている。

- ①平成 25 年度末までの各年度において、認証基盤等が大幅に拡大すること (詳細省略)
- ②①の状況を踏まえつつ、基本方針に示された政府全体の取組を通じ、電子行政推進法 (仮称) などにより真正性の推定が法的に担保され、かつセキュリティが確保された電子署名を必要としない新たな ID・パスワード等による方式が確立された場合には、平成 23 年度以降、必要に応じて、所得税等の申告における納税者の属性、手続の特性等の観点を十分踏まえた上で、納税者本人の電子署名を不要とし、ID・パスワード等による方式を導入することについて検討
- ③行動計画期間中に地方税ポータルシステム (eLTAX) が市町村の大部分において導入されること
- ④行動計画期間中に国、地方公共団体及び金融機関等における電子納税証明書やその他

の書類の電子的受入が普及し、一般的社会慣行となること⁽⁷⁾

この中で、②の前提条件に注目したい。IT戦略本部も、上記の国税庁の統計を踏まえたうえでの政策設定ではあろうが、電子署名を必要としないe-Taxを検討している。e-Taxを利用していない者がe-Taxを利用していない最大の要因である「電子証明書、ICカードリーダーライタの取得に手間や費用がかかる」という問題を払拭するためにも、この検討の実現に期待したいところである。

現在、金融機関におけるインターネットバンキング及びスーパーマーケット等におけるインターネットによる宅配サービスにおいては、ID・パスワード等による方式が確立されている。e-Taxにおいても、ID・パスワード等による方式が確立される日が来るのは、そう遠いことでもないであろう。

4. 給与所得者が確定申告をするための具体的方策

年末調整を廃止し、給与所得者が確定申告をするためには、給与所得者が所得税の課税体系等を理解しなければならない。ただし、複雑な項目まで理解を要求するものではない。年末調整の廃止に伴うことであるので、裏を返せば、現状年末調整を受けている給与所得者が、年末調整における所得税の計算方法を理解すれば足りる。そのためには、給与所得のみ有する納税者に特化した手引き、広報活動の拡充等が必要となろう。

現在の国税庁ホームページにも「税の学習コーナー」がある。高校生用教材においては簡単な所得税の計算についても触れている。国税庁の取組みとして、小学生から社会人まで幅広く租税教室、租税セミナー等が実施されている。課税行政庁及び税理士会では、確定申告期において税務相談を実施しているが、税務相談というと確定申告期に集中しがちである。確定申告期以外における租税教室、租税セミナー、税務相談等の拡充に期待したい。

なお、年末調整が廃止された場合、給与所得者は毎年確定申告を行うことになる。最初は戸惑いがあるものと思われるが、繰り返し行うことになれば、給与所得者自身の慣れという効果も期待できる。これはe-Taxについても共通することである。

なお、確定申告を巡る環境整備において留意すべきこととして、確定申告書の存在について触れておきたい。

現在はパソコンの普及に伴い、利便性の高いソフトが次々に開発されている。確定申告においても、現在のように納税者が必要項目を計算していくのではなく、一定の質問項目にQ & A方式で回答していけば税額が計算されるようなソフトが開発される可能性もある。水野忠恒教授は、申告手続について「申告書のあり方として注意を要するのは、納税者に租税法の規定を理解させることなく、たんに税額計算のために納税者から情報のみを引き出すものであってはならない」⁽⁸⁾と示唆されている。それについて異論はない。たとえe-Taxであっても、所得税額の計算過程が確認できる申告書の形態は維持していくべきものとする。年末調整を廃止する目的の1つに、給与所得者の納税者意識が希薄である（歳入及び歳出への関心が希薄である）という点を改善するということがある。納税者が

所得税のあり方について常に注視する。このようなことが実施されなければ、何のために年末調整を廃止するのか、その意義が薄れてしまうところである。

IV 年末調整が廃止された下での給与所得の源泉徴収制度

源泉徴収制度について、まず制度の存在意義について確認しておきたい。源泉徴収制度の目的は税の徴収である。支払者に事務負担をかけている、給与所得者のプライバシー等、問題を抱えているが、源泉徴収制度は維持すべきだと考える。

所得税の確定申告前の納付という側面においては、予定納税という制度もある。予定納税制度が存在するわが国の所得税において、年末調整を廃止したのであれば、源泉徴収制度を廃止してもいいのではないか、という見解もあるかもしれない。

源泉徴収制度と予定納税制度を比較すると、大きくは以下の3つの相違点がある。

第1に金額の計算過程の相違である。源泉徴収制度がその名称の通り、所得発生時の所得金額に基づいて計算されているのに対し、予定納税は前年の所得金額を基準として計算される。

第2に時期の相違である。源泉所得税が支払の都度、徴収されるのに対し、予定納税は毎年7月及び11月の年2回である。

第3に納税義務者の相違である。源泉所得税の納税義務者が支払者であるのに対し、予定納税の納税義務者は納税者本人である。

これらの相違点の中、3つ目の納税義務者の相違が最も大きな違いであろう。

申告納税方式の下では、課税漏れの防止という現実的な問題も直視しなければならない。

源泉徴収制度は支払者に徴収義務を委ねることになるため、源泉徴収すなわち納税を、支払者及び給与所得者の両方で認識することとなる。支払者は実際に源泉所得税を徴収し、納付する。給与所得者は、実際に源泉所得税が徴収されたことにより、納税したことを認識する。支払者には多少の事務負担を負わせてしまうが、納税の監視機能という役割も兼ねることになりうる。

このような背景の下、源泉徴収税額は所得税の年税額に対して、やや過大になるようにし、確定申告により還付を受けられるような源泉徴収制度とすることが望ましいと考える。

ただし、給与所得の源泉徴収税額の計算については一考を要したい。現在の給与所得の源泉徴収税額は、給与所得の源泉徴収税額表により、こと細かく定められている。そのため、源泉徴収税額の合計額と所得税の年税額とが大きく乖離しないという利点を有している。しかし、支払者による徴収の際、過度な事務負担を負わせるという欠点をも有している。

源泉所得税は将来精算されるものであるため、その税額の計算は、現在のものほど細かく規定する必要はないのではなかろうか。

給与所得の源泉徴収税額の計算については、現在使われている給与所得の源泉徴収税額表の区分を集約する、給与収入の金額に一定率を乗じて源泉徴収税額を計算する、などの方法により、支払者の事務負担の軽減に配慮したものへの見直しを求めたい。

V むすびにかえて

源泉徴収制度及び年末調整の存在により給与所得者のほとんどの者は確定申告を要しない。給与所得者が所得税の精算手続きを支払者に委ねているのは、不自然ではないか。また、源泉徴収制度及び年末調整も、冒頭に掲げた問題を抱えている。ならば一層のこと、年末調整を廃止してしまっただろうかという思いから、本稿では年末調整を廃止することを提案した。

従来の年末調整の廃止に対する慎重論が、その影響による事務負担の増大ということに起因しているのであれば、所得税の確定申告環境が大きく変化している今日においては、議論すべき余地があるのではなかろうか。

<注>

- (1) 税制調査会基礎問題小委員会「個人所得課税に関する論点整理」(2005年6月)。
- (2) 金子宏「わが国の所得税と源泉徴収制度—その意義と沿革」日税研論集15号48頁(1991年)。
- (3) 中里実「アメリカにおける給与所得課税」日税研論集57号191頁(2006年)。
- (4) 日本税理士会連合会税制審議会「給与所得のあり方について—平成13年度諮問に対する答申」7頁(2002年)。
- (5) 日景智「所得税と個人住民税との関係について—わが国個人所得課税のメカニズム」税務大学校論叢39号494頁(2002年)。
- (6) 日景・前掲注(5)495頁。
- (7) 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)「オンライン利用拡大行動計画」62頁(2008年)。
- (8) 水野忠恒『租税法』38頁(有斐閣、第4版、2009年)。

<注に掲げた以外の参考文献>

- ・増田英敏『租税憲法学』(成文堂、第3版、2006年)。
- ・宮島洋『租税論の展開と日本税制』(日本評論社、1986年)。
- ・松沢智『新版租税実体法—法人税法解釈に基本原理』(中央経済社、1999年)。
- ・金子宏『租税法』(弘文堂、第14版、2009年)。
- ・長谷川卓「給与所得控除の論点—『個人所得課税に関する論点整理』を手がかりに—」調査と情報535号1頁(2006年)。
- ・堺澤良「源泉徴収制度の基本的構造と関係当事者の救済」税務大学校論叢10号71頁(1976年)。